

第三者評価結果

事業所名：明日楽 中丸子（就労移行支援A型）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている	b

<コメント>

・事業所では、個別支援計画の作成や見直し、定期的なモニタリングの際には、利用者本人との面談によって実施することにしており、都度本人の意向や要望を確認することを大切にしている。その際には「できること」「できないこと」を丁寧に伝え、説明責任を果たすことにしている。なお、生活や趣味については、本人の希望がない限り支援対象外としており、「通所すること」「仕事をする事」を中心とした支援に取り組んでいる。利用者の権利については、定期的な事業所内研修において職員への周知を図っている。

A-1-(2) 権利侵害の防止等	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている	b

<コメント>

・利用契約書に身体拘束禁止の項目を明示し、事業所では身体拘束を原則行わないことにしている。また、権利侵害の防止と早期発見を図ることを目的に職員に対して虐待の芽チェックシートを定期的実施して注意喚起を促している。現在、虐待や虐待に類似する事例の報告はなく、事業所の取り組みが結果を得ていることが伺える。また、様々な権利侵害が発生した場合に加え、「小さな気づき」が感じられた際にも都度話し合い、再発防止に取り組んでいる。さらに、それらの仕組みを明確にすることも必要とされる。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている	a

<コメント>

・自立した社会生活、日常生活を営むことができるよう知識の取得や、能力向上が図れるような支援に力を入れている。また、報告・連絡・相談が自発的に行えるように支援することも大切にしている。自己管理の具体的な支援として、利用者一人ひとりの個人ロッカーを用意しており、貴重品などの自己管理や鍵の管理を行ってもらっている。また、難しい利用者には段階的に支援することにしてしている。さらに、グループホームへの入所、一般就労への移行など、将来を見据えて地域の関係機関と連携を図りながら支援している。

【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている	a
--	---

<コメント>

・日常的に利用者とのコミュニケーションは密に取るように意識しており、作業以外においても休憩時間や開始前の時間なども明るく接することで、利用者も話しやすい環境作りに取り組んでいる。口頭でのコミュニケーションが難しい際には状況に合わせ、筆談やジェスチャーなどでもやり取りができるようにしている。さらに、簡潔な分かり易い文章で大きめの字やひらがなでルビを用いる、会話の際には状況に応じて言葉を選ぶ、絵や写真を用いるなど、利用者の理解につながる工夫に努めている。

		第三者評価結果
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている	a
<p><コメント></p> <p>・定期的なモニタリング面談に加え、事業所として必要と感じた際や本人の希望によって面談の場を設けることにしている。また、それらの機会を通じて個別支援計画の更新や見直しにつなげている。支援計画の作成や見直しにあたっては本人の希望や思いを丁寧に聞き取り、事業所としてできる支援を伝えることで、選択や決定を促すことにしている。サービス管理責任者が面談した内容については、朝夕のミーティングなどを通じて職員間で共有し、今後の支援に反映できるようにしている。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている	b
<p><コメント></p> <p>・事業所は「職場で仕事をする」という意識のもとで通所する利用者を中心になっており、個別支援計画書には単年度の目標や計画・個別作業などを中心に明記し、支援の方向性を確認できるようにしている。よって、通所にあたっては、仕事を通じて本人の成長や自信へとつながるような支援に力を入れており、余暇活動やレクリエーションを通所時間に行っていない。ただし、地域の集まりなどの情報を掲示したり、伝えたりして利用できるようにしている。また、生活リズムや精神的な安定のために必要性の高い利用者には、個別提案に取り組んでいる。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている	a
<p><コメント></p> <p>・事業所では各種の研修を通じて障害特性について学び、支援の向上を図っている。また、見学者や実習生、新たな利用者などへの支援を提供する際など、一つひとつ関わりについても学びの機会として位置付けている。利用者の生活状況や課題などはフェイスシートや個別支援計画などに明示して職員間で共有し、支援に役立てることにしている。聞き取りの際に配慮が必要と感じた点なども同様に落とし込み、より細かい情報を共有することによって支援に反映させることにしている。それらの情報をもとに、作業の席次などの配慮にもつなげている。</p>		
A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている	b
<p><コメント></p> <p>【非該当】</p> <p>・利用者一人ひとりの状況に合わせて「職場で仕事をする」ということを目標としており、作業面の活動に力を入れている。よって生活支援については、地域の余暇活動やクラブ活動の情報を入手することができるようにしたり、ハローワークや地域の就労支援連絡会主催の職場実習体験などの情報を伝えている。また、自立生活を送るために必要な新しい情報は朝礼や面談などを通じて適宜伝えることにしている。さらに、就労に必要な社会人としてのスキルやビジネスマナーを習得してもらい、段階を経て就労する取り組みの充実を目指している。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている	b
<p><コメント></p> <p>・通所事業所として日中過ごすにあたり、危険が及ばないような物の配置などに配慮している。トイレや室内は、毎日職員が清掃を行い清潔保持に努めている。また、必要に応じて利用者が相談室を利用することも対応している。できる限り就労することを目標としていることもあり、全工程の習得を目標に各工程を経験させている。利用者の特性を考慮し、作業室のレイアウトは机の向きや配置に気を配り、作業しやすい環境を整えている。作業工程の流れや作業室の配置など、利用者が混乱することがないような環境作りに取り組んでいる。</p>		

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
--------------------------	---------

【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
--	---

<コメント>

・機能訓練や生活訓練は、心身の状況によって作業工程を変えたり、治具などを用いたりして、利用者一人ひとりが活躍できるような支援に力を入れている。作業指示についても、口頭のみで理解できる利用者、実際にやり方を見せながら説明を必要とする利用者、さらに具体的にNGの例を見せて伝えることで、主体的に作業に取り組めるようにしている。また、定期的なモニタリングを通じて心身状況を確認し、「どうすればいいのか」などを仕事の視点から振り返り、課題解決に向けて日々取り組んでいる。

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	
----------------------------	--

【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている	b
---	---

<コメント>

・健康状態や心身状況はハローワークから紹介を受ける際や、実習時などを含めて医療情報や利用者との直接の関わりの中で把握し入所判定に反映させている。特別に配慮を必要とする利用者については、実習開始時に主治医から情報を提供してもらい把握し、医療職の配置がなくても対応できるかを判断している。利用者一人ひとりの主治医などの医療機関を把握し、緊急時などに適切な対応ができるようにしている。また、緊急時の対応手順や方法については職員研修にて確認し、適切に動けるようにしている。

【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている	b
--	---

<コメント>

・日ごろの健康については、来所時に利用者の心身の状態を会話や観察を通して確認している。休みが多かったり午後から来所の利用者もいるため、通所予定の前日に電話やメールで連絡を取り合い、来所時には面談によって確認している。また、体調不良時は主治医に相談し対応するなどによって健康管理に努めている。服薬を必要とする利用者からは、利用開始時に処方箋や与薬依頼書を提出してもらい個人台帳において管理している。利用者の健康状態の把握については、さらに充実させることを目指している。

A-2-(6) 社会参加、学習支援	
--------------------------	--

【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている	b
---	---

<コメント>

・利用者の希望によっては、地域の各種社会資源の情報を提供をすることで社会参加を促している。関係機関からの情報やインターネット情報などを掲示したり、紹介したりすることで、利用者一人ひとりが自主性や主体性をもって検討できるように促している。また、利用者の交友関係に関する事項については基本的には見守り対応となっており、必要に応じて助言を行うことにしている。さらに、一般就労へ向けて資格習得を目指したい利用者に対しては、事業所においてサポートできる資格の説明や提案に取り組んでいる。

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援

【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている	b
<p><コメント></p> <p>・事業所では利用者の意向や要望を把握して、将来的に一般的な就労につながるように、必要とする社会資源や学習・体験などの機会に関する情報を、パンフレットやインターネットなどによって提供し、支援の一環として位置付けている。自宅から通所している利用者が中心になっていることを踏まえ、地域での生活が続けていけるような情報提供に力を入れている。また、それらの情報をもとに就労相談などに対応することになっている。グループホームの入所希望者には、ケースワーカーや相談支援事業所と連携を図って相談援助に取り組んでいる。</p>		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援

第三者評価結果

【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている	b
<p><コメント></p> <p>・事業所では利用者本人心身状況をもとに意思を尊重することを大切にしており、基本的に本人中心の関わりとしている。ただし、利用者の心身の状況や課題などから、家族との連携がより良い支援につながると判断した際には、個別対応を原則として密に連携を取り合うことにしている。その際には、家族の状況を丁寧に把握したうえで、日常の様子について適宜連絡し連携を図ることを大切にしている。また、全ての利用者に対して緊急連絡先として家族の連絡先を把握しており、いつでも迅速に対応できる状態にしている。</p>		

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援

【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている	
<p><コメント></p> <p>【非該当】</p>		

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援

【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている	a
-------	--------------------------------------	---

<コメント>

・利用者一人ひとりの働く力や可能性が引き出せるよう、利用者の意向や要望、心身状況に沿った作業に取り組めるようにしている。また、得意不得意を見極めることや、障害に応じることができることできないことを明確にしてしていくことで、より活躍できる場の提供や、課題への取り組みが行えるよう支援している。定期的なモニタリングによって課題を明確をより明確にすることになっている。さらに、地域企業とも連携を図り、障害者の就労に協力してもらえる企業（施設外就労先）も複数あり、利用者へのステップアップの機会につなげている。

【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている	a
-------	--	---

<コメント>

・利用者の意向や障害特性に応じ時間、内容などを設定しており、各工程毎に一人ひとりが活躍できるように支援している。また、面談などで利用者の希望や意向を確認し、適切に取り組めるようにしてる。賃金に関しては、雇用契約書をもとに丁寧に説明し同意を得ている。さらに、賃金を引き上げる取り組みとして、作業効率を上げていけるよう支援したり、新たな仕事の獲得に向けて営業活動に力を入れたりしている。労働安全衛生に関しては、作業前に職員間で効率的な作業工程を考察し、適切に取り組めるようにしている。

		第三者評価結果
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている	a

<コメント>

・仕事（作業）の受注量の増大に加え、施設外就労先としての利用者の直接雇用の可能性も踏まえ、既存あるいは新規の取引先に対する営業活動に力を入れている。また、ハローワークや相談支援センター等と連携を図り、一般就労を希望する利用者への情報提供に取り組んだり、離職した障がい者の受け入れにも門戸を開いたりしている。一般就労へ進んだ利用者の支援としては、本人や就労先の理解を得ながら関係性を継続させ、安心して新たな職場で活躍できるよう面談や相談、訪問など、支援の継続性に配慮している。

A-5 サービス提供体制

A-5-(1) 安定的・継続的なサービス提供体制

【A20】	A-5-(1)-① 安定的で継続的なサービス提供体制を整え、取組を行っている	a
-------	--	---

<コメント>

【障害サービスはA20はありません】